

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和 7 年 6 月 2 3 日

奈良県知事 山下 真

第 1 公募型プロポーザルに付する調達の内容

1 業務名

職場環境改善による女性就業促進業務委託

2 業務の特質

職場環境改善による女性就業促進業務 一式（詳細は、仕様書によります。）

3 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 2 7 日（金）まで

4 委託上限額

9, 3 5 9, 3 5 0 円（税込み）

5 受託者の選定方法

- (1) 公募型プロポーザルを行います。公募型プロポーザルに参加する者は、参加申込書類及び企画提案書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、「職場環境改善による女性就業促進業務企画提案説明書」（以下、「企画提案説明書」という。）によります。
- (2) 「職場環境改善による女性就業促進業務に係るプロポーザル審査委員会」において、参加資格を満たす者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者として特定します。審査委員会の詳細及び審査基準等については、企画提案説明書によります。

第 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 から 4 までのいずれにも該当する者が、この公募型プロポーザルに参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- 3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告

示第425号)による競争入札参加資格者で、主たる営業種目「Q7諸サービス」に登録している者であること。

- 4 公告日から過去5年以内において、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）を契約の相手方として、職場環境改善に関するコンサルティング業務を受託し誠実に履行した実績を有する者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課ジェンダー平等推進係（奈良県庁主棟3階）

電話番号 0742-27-8679（ダイヤルイン）

- 2 公募型プロポーザル説明書等の交付方法等

(1) 交付方法

ア 1に示す場所における交付

イ 奈良県地域創造部こども・女性局こども・女性課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.pref.nara.jp/1658.htm>

(2) 交付期間

令和7年6月23日（月）から同年7月4日（金）まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

- 3 審査委員会の実施日時等

令和7年7月下旬に実施します。なお、詳細については、参加申込書類提出後、参加資格を満たすと判断された者に対して改めて通知します。

- 4 企画提案書の提出

令和7年7月14日（月）午後5時までに1に示す場所に提出してください。

第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 契約書作成の要否

- (1) 要します。
- (2) 特定した最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、双方協議のうえ、遅滞なく契約を締結するものとします。

3 提案者に要求される事項

- (1) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案説明書で示すとおり、令和7年7月4日（金）午後5時までに参加資格を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、公募型プロポーザルの参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の書類を提出しない者又は公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、この公募型プロポーザルに参加することができません。

4 提案者の失格事由

次の各号のいずれかに該当する提案は、失格とします。

- (1) 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (2) 参加資格に定めた資格が備わっていないとき
- (3) 複数の企画提案書を提出したとき
- (4) 委託上限額を超える見積を提案したとき
- (5) 提出書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- (6) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (7) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次に掲げる(1)から(8)までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約者について第4の5の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められる場合、提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合及び正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、第4の5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 その他

その他詳細は、企画提案説明書及び仕様書によります。